

明甲 二三五 九七五

了 一五



昭和十八年七月十六日

内閣書記官長

各省次官 (非務資才降之) 企畫院總裁

戦力増強企業整備基金要綱案二件

14 標記ノ件、同ノ本年六月一日閣議決定ノ旨通牒
致置候處在別冊第六企業整備ノ件ノ財政

法部大臣
逓信大臣
陸軍大臣
海軍大臣
農林大臣
商工大臣
教育大臣
文部大臣
逓信大臣
陸軍大臣
海軍大臣
農林大臣
商工大臣
教育大臣
文部大臣
逓信大臣
陸軍大臣
海軍大臣
農林大臣
商工大臣
教育大臣
文部大臣

金融措置要綱ニ関シテハ六月八日別紙ノ通修ニ
シテ閣議ニ於テ了解相成キリ候條令ノ旨

別冊第六

産業整備ニ伴フ財政金融措置要綱

第一方針

産業整備ニ伴フ財政金融上ノ措置ニ關シテハ

- (一) 必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルコト
- (二) 右ニ伴ヒテ放出セラレタル資金ガ浮動購買力ト化スルコトヲ防止スルコト
- (三) 債權債務ノ整理ヲ圓滑ニ推移セシムルコト
- (四) 國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコト
- (五) 必要ニ應ジ國家ニ於テ損失ヲ負擔スル等財政上ノ措置ヲ講ズルコト

ヲ目途トシテ各般ノ方策ヲ講ズ

第二要領

一、必要ナル金融資金ノ供給

- (一) 一般金融機關ガ廢休止企業ニ對シ更ニ又全般的ニ貸出ノ引締

- (一) 條件及擔保ノ嚴格化等ヲ含ム一ヲ爲シ或ハ既存貸付金ニ付其ノ回收ヲ急グガ如キコトナク寧ロ寬大ニ措置スル様指導ス
- (二) 金融機關ヲシテ産業設備ノ圓滑ナル遂行ニ積極的ニ協力セシメ廢休止^{金主}企業(之ト債權債務關係アル企業ヲ含ム)ニ對シ整理所要資金(既存債務ノ整理、設備ノ保續、配當ノ維持、従業員ノ整理、金利其ノ他一般經費等)爲ノ所要資金一ヲ供給セシム
- (三) 取引金融機關ニ於テ貸付ノ經續又ハ新規貸付ノ困難ナルモノニ付テハ戰時金融金庫其ノ他ノ國家的機關ヲシテ保證若ハ肩代リ又ハ融資ヲ爲サシム
- (四) 前各號ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ指導幹旋ヲ爲サシム此ノ場合ニハ各産業統制會等ト緊密ナル連絡ヲ保持セシム
- (五) 産業設備營團、國民厚生金庫其ノ他廢休止企業ノ設備等ヲ買取リ又ハ其ノ處分ヲ引受クル機關ノ所要資金ノ調達ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

二、浮動資金ノ發生防止對策

- (一) 産業設備營團及國民更生金庫ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル場合ハ其ノ代金支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ當該企業ニ於ケル差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ
- (1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金（假稱）ニ振替フルコト
- (2) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト
- (3) 代金ノ支拂ヲ國債又ハ産業設備債券若ハ更生債券ヲ以テ交付スルコト（此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト）
- (二) 統制會社其ノ他之ニ準ズベキ者ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ

他ノ資産ヲ買取ル場合モ(一)ニ準ジ措置ス

(三) 民間企業相互間ニ於ケル事業設備其ノ他ノ轉用等ニ當リテハ可存的ニ代金支拂ヲ要セザルガ如キ質貸借、合併又ハ現物出資ノ方法ニ依ラシムルモ買収ノ形式ヲ採ル場ニ於テハ其ノ代金ノ支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ當該企業ニ於ケル差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル理由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金ニ振替フルコト
(2) 代金ノ支拂ヲ買収者ノ發行スル社債又ハ其ノ保有スル國債ヲ以テスルコト(此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト)

(3) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト

(四) 政府ニ對スル特殊貸上金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ生活資金、納稅其ノ他已ムヲ得ザル支出ノ爲現金ヲ必要トスル場合ニ於テハ金融機關ヲシテ特殊貸上金ヲ買取り若ハ之ヲ擔保トシテ融資セシメ又ハ政府ニ於テ其ノ一部ノ返済ヲ爲ス場合ヲモ考慮ス

金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ノ支出ヲ必要トスル場合ハ預金ノ引出又ハ信託ノ解除ヲ認ム

(五) 實績權補償、營業權補償等ノ意味ニ於テ廢休止企業ニ對シ交付セラルル共助金ノ支拂ニ付テハ前各號ニ準ジ措置セシムルト共ニ可及的分割拂等ノ方法ヲ採ラシム

(六) 役員、従業員等ニ對スル退職金ノ支給ハ極力國債ノ交付等ニ依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ此ノ場合特殊預金ノ併用ヲモ考慮ス

(四) 前各號ニ依ルノ外尙廢止企業又ハ其ノ關係者ニ於テ差當リ
必要トスル額以上ニ現金ヲ受領シタル場合ハ之ヲ國債其ノ他有
價證券ノ購入保有其ノ他ノ貯蓄ニ向ケシムル様措置ス
廢止企業關係者ノ既成貯蓄ハ國民貯蓄組合ノ引續キ等ノ方法
ニ依リ努メテ其ノ維持斷續ヲ圖ル

(四) 事業ヲ廢止シタル會社ノ措置ニ關シテハ之ヲ其ノ儘存續トシ
ムル等可及的ニ會社財産ノ分解及現金化ヲ防止スル如ク措置ス
(註) 會社ヲ存續トシムル場合ニ於テハ可及的ニ設備、人員
等ヲ殘存トシムルノ要ナキ様適宜措置ス

三、 會社經理對策

(一) 企業ノ頽勢期ニ於テ生ジ易キ經理ノ紊亂不正ヲ防止ス爲廢止
企業ノ經理監督ヲ一層強化ス
重點企業ニ付テモ活況ニ伴ヒ其ノ經理ノ放漫ニ流ルルヲ防止ス
ル爲經理監督ヲ強化ス

(一) 廢止企業ニ於ケル經營ノ支出ハ極力之ガ壓縮ニ努メ尙役員ノ退職金ノ支給時期ニ付テモ適當ナル考慮ヲ拂ハシム

(二) 廢止企業ニ付適正ナル配當ヲ維持スル爲左ノ如キ措置ヲ認ム

(1) 已ムテ得ザル場合ニ於テハ資産ノ時價ニ依ル再評價ニ依リ評價益ヲ計上スルコトヲ認ムルコト

(2) 會社經理統制令ニ依ル資産償却ノ強制ヲ緩和スルコト

(3) 必要アルトキハ經營的支出ノ一部ヲ資産ニ計上シ繰延經理スルコトヲ認ムルコト

四 株價對策

(一) 株價(時ニ廢止企業ノ株價)ノ不當ナル騰落ヲ防止スル爲觀時金融金庫又ハ日本證券取引所ヲシテ適宜市場操作ヲ行ハシメ其ノ他ノ株式ノ取引所ニ於ケル取引ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

(二) 廢止企業ノ配當ノ急激ナル低下ヲ避ケルト共ニ重點企業ノ配

當引上ヲ抑制スル爲必要ナル措置ヲ講ズ

(三) 臨時資金調整法ニ依ル増資ノ認可ニ當リ株價對策ノ見地ヨリ
適宜考慮ヲ加ヘ要スレバ増資新株ノプレミアム附公募等ヲ爲サ
シム

五 債權債務關係處理ノ圓滑化

(一) 廢休止企業及其ノ關係企業ノ債權債務關係ノ處理ハ前記金融
措置等ニ依リ努メテ圓滑ニ推移セシム

(二) 廢休止企業ニ對シテハ差當リ一般債權者ニ於テ取立ヲ緩和ス
ル如ク指導スルモ其ノ債務ハ可及的速ニ整理セシム

(三) 纏リタル債權者ニシテ之ニ對シテ政府ニ於テ適當措置シ得ル
モノノ債權取立ハ要スレバ一定期間之ヲ猶豫スル如ク措置ス右
ノ場合債權者ノ金融等ニ付テハ必要ニ應ジ政府ニ於テ適當支援
ス

六 財政上ノ對策

(一) 産業設備管圍等ニ對スル損失補償、轉廢業關係者ノ生活費補給、産業整備ニ依リ影響ヲ蒙ル地方財政ニ對スル援助等ニ關シ
實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ

(二) 廢休止企業及其ノ關係者等ニ對スル租稅ノ減免ニ付必要ナル
措置ヲ講ズ

大日本帝國政府

昭和十八年七月十五日

大藏省總務局

野田企畫課長

代
合

福田總務課長殿

(基本)

去月一日閣議決定相成候、戦力増強、企業整備要綱、
別冊第六、企業整備二件ノ財政金融措置要綱ニ関シ、
于八其ノ後、閣議ニ於テ若干ノ修正有之候ニ付、于八別
紙、修正消、七ノ部送付申上分置候條、仰知ノ上、
可然、閣條各方面へ、修正通知等、仰取計方相煩、
此致得、貴意候也。

(國定規格B5 23 X 32 厘米)

大日本帝國憲法

Handwritten text in vertical columns, likely a transcription or commentary on the Imperial Constitution of Japan. The text is dense and covers most of the page's width.

秘

別冊第六

一 企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱

- (一) 企業整備ニ伴フ財政金融上ノ措置ニ關シテハ
 - (二) 必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルコト
 - (三) 右ニ伴ヒテ放出セラレタル資金ガ浮動購買力ト化スルコトヲ防止スルコト
 - (四) 債權債務ノ整理ヲ圓滑ニ推移セシムルコト
 - (五) 國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコト
 - (六) 必要ニ應ジ國家ニ於テ損失ヲ負擔スル等財政上ノ措置ヲ講ズルコト
- ヲ目途トシテ各般ノ方策ヲ講ズ

第二 要領

△印ハ訂正アリタル箇所

二 必要ナル金融資金ノ供給

- (一) 一般金融機關カ廢止企業ニ對シ更ニ又全般的ニ貸出ノ引締
（條件及擔保ノ嚴格化等ヲ含ム）ヲ爲シ或ハ既存貸付金ニ付其
ノ回收ヲ急グガ如キコトナク寧ロ寬大ニ措置スル様指導ス
- (二) 金融機關ヲシテ企業整備ノ圓滑ナル遂行ニ積極的ニ協力セシ
メ廢止企業（之ト債權債務關係アル企業ヲ含ム）ニ對シ整理
ノ與蓄金（既存債務ノ整理、設備ノ保續、配當ノ維持、従業員
ノ整理、金利其ノ他一般經費等ノ爲ノ所募資金）ヲ供給セシム
- (三) 取引金融機關ニ於テ貸付ノ繰費又ハ新規貸付ノ困難ナルモ、
ニ付テハ戰時金融金庫其ノ他ノ國家的機關ヲシテ保證若ハ肩代
リ又ハ融資ヲ爲サシム
- (四) 前各款ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ指導斡旋ヲ爲サ
シム此ノ場合ニハ各産業統制會等ト緊密ナル連絡ヲ保持セシム

(五) 産業設備營園、國民更生金庫其、他廢休止企業、設備等ヲ買取リ又ハ其ノ處分ヲ引受クル機關、所要資金ノ調達ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

ニ 浮動資金ノ發生防止對策

(一) 産業設備營園及國民更生金庫ニ於テ廢休止企業ノ設備其、他ノ資金ヲ買取リ又ハ其ノ處分ヲ引受クル場合ハ其ノ代金支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ清償其、他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調整セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金(假稱)ニ振替フルコト

(2) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ

△ 振替フルコト

(9) 代金ヲ自己ノ特殊借入金(假稱)ノ債務ニ振替フルコト

(二) 統制會社其ノ他之ニ準ズベキ者ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取ル場合モ(一)ニ準ジ措置ス

(三) 民間企業相互間ニ於ケル專設備其ノ他ノ費用等ニ當リテハ可及的ニ代金支拂ヲ與セザルガ如キ貸貸借、合併又ハ現物出資ノ方法ニ依ラシムルモ買収ノ形式ヲ深ル場合ニ於テハ其ノ代金支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要ニムラ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ融通セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

△

- (1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金ニ振替フルコト
- (2) 代金ヲ自己ノ特殊借入金ニ振替フルコト

△ (3) 代金ヲ受領者名義ノ戰時金融倉庫特殊借入金ニ振替フルコト

△ (4) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト

(四) 政府ニ對スル特殊貸上金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ生活資金、納税其ノ他已ムヲ得ザル支出ノ爲現金ヲ必要トスル場合ニ於テハ金融機關ヲシテ特殊貸上金ヲ貸取リ若ハ之ヲ擔保トシテ融資セシメ又ハ政府ニ於テ其ノ一部ノ返済ヲ濟ス場合ヲモ考慮ス

△ 産業設備營團、國民更生倉庫、戰時金融倉庫ノ特殊借入金ニ付テモ右ニ準ズ

金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ノ支出ヲ必要トスル場合ハ預金ノ引出又ハ信託ノ解除ヲ認ム

(五) 官債補償、營業權補償等ノ意味ニ於テ廢休止企業ニ對シ交

行セラルル共助金ノ支拂ニ付テハ、
共ニ可及的分割等ノ方法ヲ採ラシム

(六) 役員、従業員等ニ與スル退職金ノ支給ハ、
依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ、
依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ、
モ考應ス

(七) 爾各就ニ付ルノ外尚廢止企業又ハ其ノ關係者ニ於テ差當リ
必要トスル額以上ニ現金ヲ受領シタル場合ハ之ヲ國債其ノ他有
價證券ノ購入係存其ノ他ノ貯蓄ニ向ケシムル様々
廢止企業關係者ノ既成貯蓄ハ國民貯蓄組合ノ引繼ギ垂ノ方法
ニ依リ努メテ其ノ維持繼續ヲ圖ル

(八) 事業ヲ廢止シタル會社ノ借債ニ關シテハ之ヲ其ノ蓄存積セシ
ムル等可及的ニ會社財産ノ分府及現金化ヲ防止スル如ク措置ス

(註) 會社ヲ存続セシムル場合ニ於テハ可及的ニ設備、人員

等ヲ機符セシムルノ弊ヲキ様適宜ニ爲ス

三 會社經理監察

- (一) 企業ノ頌勢顯ニ於テ生ジ易キ經理ノ素行不正ヲ防止スル爲メ
休止企業ノ經理監督ヲ一層強化ス
重點企業ニ付テモ沽流ニ伴ヒ其ノ經理ノ放漫ニ流ルルヲ防止ス
ル爲メ經理監督ヲ強化ス
- (二) 廢止企業ニ於ケル經營ノ支出ハ極力之ガ壓縮ニ努メ尙役員
ノ退職金ノ支給時期ニ付テモ適當ナル考慮ヲ拂ハシム
- (三) 廢止企業ニ付テ正ナル記帳ヲ維持スル爲メ左ノ如キ事項直ヲ認
ム
 - (1) 已ムラ得ザル場合ニ於テハ會社ノ時價ニ依ル再評價ニ依リ
評價益ヲ計上スルコトヲ認ムルコト
 - (2) 會社經理統制令ニ依ル管理債却ノ強ヒヲ緩和スルコト

(5) 必要アルトキハ...
スルコトヲ認ムルコト

三 株価調整

- (一) 株価（特ニ廢休止企業ノ株価）ノ不當ナル騰落ヲ防止スル爲
戰時金融令庫又ハ日本證券取引所ヲシテ適宜市場操作ヲ行ハシ
メ其ノ他様式ノ取引所ニ於ケル取引ニ付必要ナル措置ヲ講ズ
- (二) 廢休止企業ノ証券ノ急激ナル低下ヲ避クルト共ニ重説企業ノ
配當引上ヲ抑止スル爲必キナル措置ヲ講ズ
- (三) 臨時証券調整法ニ依ル措置ノ認可ニ當リは價額等ノ見地ヨリ
適宜考慮ヲ加ヘ要スレバ増資新株ノゾレシメ公募等ヲ爲サ
シム

五 債信債権関係整理ノ圓滑化

- (一) 廢休止企業及其ノ關係企業ノ債信債権関係ノ整理ハ副記金融

措置等ニ依リ努メテ圓滑ニ推移セシム

(一) 廢止企業ニ對シテハ差當リ一級價權者ニ於テ取立ヲ緩和スル如ク指導スルモ其ノ價務ハ可及的速ニ整理セシム

(二) 繰リタル價權者ニシテ之ニ對シテ政府ニ於テ適當措置シ得ル

モ、價權取立ハ應スレバ一定期間之ヲ猶豫スル如ク措置スルノ場合價權者ノ利益等ニ付テハ必要ニ應ジ政府ニ於テ適當支援ス

六 財政上ノ對策

(一) 産業設備營團等ニ對スル損失補償、轉廢業關係者ノ生活費補給、企業堅固ニ依リ影響ヲ蒙ル地方財政ニ對スル援助等ニ關シ實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ

(二) 廢止企業及其ノ關係者等ニ對スル租稅ノ減免ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

別紙昭和十九年度國家動員計畫

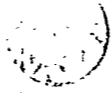
明甲第二五〇號

昭和十九年八月三日

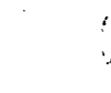
昭和十九年八月三日

昭和十九年八月三日

内閣總理大臣



内閣書記官長



外務大臣

外務大臣

海軍大臣

海軍大臣

商工大臣

商工大臣

大東亞大臣

大東亞大臣

内務大臣

内務大臣

司法大臣

司法大臣

逓信大臣

逓信大臣

土木高務大臣

土木高務大臣

大藏大臣

大藏大臣

文部大臣

文部大臣

鐵道大臣

鐵道大臣

大藏高務大臣

大藏高務大臣

陸軍大臣

陸軍大臣

農林大臣

農林大臣

厚生大臣

厚生大臣

後藤剛務大臣

後藤剛務大臣

